日吉津村経営継続支援給付金交付要綱

令和２年要綱第１０号

（趣旨）

第１条　この要綱は、日吉津村経営継続支援給付金（以下「本給付金」という。）の交付について、日吉津村補助金等交付規則（昭和42年日吉津村規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする、

　(1) 「新型コロナウイルス感染症」とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に規定する指定感染症をいう。

　(2) 「中小企業者等」とは、村内に住所又は事業所を有する個人事業主若しくは村内に本社を有し、法人登記のある事業者をいう。

　(3) 「対象期間」とは、令和２年１月から本給付金の交付を申請する日の属する月の前月までの期間をいう。

　(4) 「対象月」とは、対象期間のうち、前年同期に比べ15％以上50％未満の範囲で売上高が減少している月をいう。

　(5) 「売上高の減少額」とは、対象月に対応する前年同期の売上高から対象月の売上高を差し引いた額をいう。

（交付目的）

第３条　本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少し、経営の安定に支障を来たしている中小企業者等の経営継続を支援することを目的として交付する。

（交付対象者）

第４条　本給付金の交付を受けることができる中小企業者等は、対象期間内に対象月を有する者とする。

２　前項の規定にかかわらず、別表に掲げる者については、本給付金の交付対象とはしないものとする。

（交付額及び交付限度）

第５条　本給付金の交付額は、200,000円と売上高の減少額を比較して、いずれか低いほうの額とする。

２　本給付金の交付については、１回を限度とする。

（交付申請）

第６条　本給付金の交付を受けようとする者は、日吉津村経営継続支援給付金交付申請書（様式第１号）に別に定める書類を添付して、村長に申請しなければならない。

２　前項に規定する申請は、令和３年１月１５日までに行わなければならない。

（交付決定及び支払）

第７条　村長は、前条第１項に規定する申請があったときは、関係書類を審査し、適正であると認めたときは、本給付金の交付を決定し、速やかに支払うものとする。この場合において、本給付金の支払いをもって規則第８条第１項の規定による交付決定通知に代えるとともに、規則第21条の規定による補助金等交付請求書の提出は、要しないものとする。

（着手及び完了届）

第８条　本給付金については、規則第13条規定する着手届及び第14条に規定する完了届の提出を要しないものとする。

（給付金の返還）

第９条　村長は、虚偽の申請その他不正な手段により本給付金の交付を受けた者があると認めたときは、その者から給付金を返還させるものとする。

（雑則）

第10条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本給付金の交付について必要な事項は、村長が別に定める。

附　　則

　この要綱は、公布の日から施行し、令和３年３月３１日をもってその効力を失う。

別表

|  |
| --- |
| １．銀行、郵便局等公的要素が高い事業者  ２．宗教上の組織若しくは団体  ３．風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者  ４．対象期間のうち、前年同期に比べ売上高が50％以上減少した月がある者 |

様式第１号（第　条関係）

年　　月　　日

　日吉津村長　様

（申請者）　住　所

法人名

（商号又は屋号）

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（代表者職・氏名）

電話番号

日吉津村経営継続支援給付金交付申請書

　日吉津村経営継続支援給付金の交付を受けたいので、日吉津村補助金等交付規則第５条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、本申請に関して、貴職が申請者の住民登録情報等を確認することに同意します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | □　村内に本社を有し、法人登記のある事業者  □　村内に住民登録又は事業所がある個人事業主 | | | 業種 | |  |
| 事業所の  所在地 | ※村内に住民登録のある個人事業主で、事業所が村外にある場合に記入 | | | | | |
| 対象期間 | 令和２年１月　～　令和２年　　月 | | 対象月 | | 令和２年　　月 | |
| 売上高 | 対象月(A) | 円 | 売上高の  減少率 | | （B－A）／B×100  ％ | |
| 前年同期(B) | 円 |
| 減少額(B-A) | 円 |
| 交付申請額 | 円　※200,000円と売上高の減少額を比較して低い方の額 | | | | | |
| 特殊事情  ※該当者のみ記入 | □令和元年の中途で新規創業した。（創業年月：令和元年　　月）  □令和元年中に休業していた期間がある。（休業期間：令和元年　　月～令和元年　　月）  □その他（具体的に記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| 添付書類 | 【法人の場合】  　・直近の確定申告書の写し（第一表）  　・対象期間内の月別売上高及び前年同期の月別売上高が確認できる書類  　・登記事項証明書  【個人事業主の場合】  　・令和元年分の確定申告書の写し（第一表）  　・対象期間内の月別売上高及び前年同期の月別売上高が確認できる書類  【共通】  　・経営継続支援給付金振込依頼書 | | | | | |

交付申請書記載要領

１　「区分」欄については、該当する方の□にチェックを入れてください。

２　「事業所の所在地」欄については、村内に住民登録のある個人事業主の方で、事業所が村外にある場合のみ記入してください。

３　「対象期間」欄については、申請日の属する月の前月を記入してください。

例：申請日が6月10日の場合、「令和２年５月」と記入

４　「対象月」欄については、３で記載した対象期間のうち、前年同期と比較して、売15％以上50％未満の範囲で売上高が減少している月を記入してください。（対象月が複数存在する場合は、任意の月を選択してください。）

５　「売上高」欄のうち「対象月(A)」欄については、対象月として選択した月の売上高を記入してください。

６　「売上高」欄のうち「前年同期(B)」欄については、対象月として選択した月に対応する前年同期の売上高を記入してください。

なお、令和元年の中途で新規創業された場合など、特殊事情により対象月に対応する前年同期の売上が存在しない場合は、令和元年中又は直近の事業年度中の月平均の売上高を算出し、前年同期の売上高として記入してください。

７　「売上高」欄のうち「減少額(B-A)」欄については、前年同期の売上高から対象月の売上高を差し引いた金額を記入してください。

８　「売上高の減少率」欄については、欄内に示した算式により算出した率を記入してください。

※減少率は、15％以上50％未満でなければ、本給付金の交付対象とはなりません。

９　「交付申請額」欄については、200,000円と売上高の減少額を比較して、いずれか低い方の金額を記載してください。

10　「特殊事情」欄については、６の尚書部分に記載した方法を用いて前年同期の売上高とした場合に、その元となった特殊事情について、該当するものの□にチェックを入れるとともに、(　)内に具体的な時期等を記入してください。

日吉津村経営継続支援給付金振込依頼書

令和　　年　　月　　日

　日吉津村長　様

（申請者）

住　　　　　所

法　　人　　名

（商号又は屋号）

代　表　者　名　　　　　　　　　　　　　㊞

電　話　番　号

　日吉津村経営継続支援給付金については、下記の口座に振り込んでください。

記

１　振込金額　　金　　　　　　　　円

２　振込口座

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金　　融　　機　　関 | ゆうちょ銀行以外 | 銀行・金庫　　　　　　　　　　　　本店・支店  　　　　　　　　　　　　　農協　　　　　　　　　　　　　　　支所・出張所 | | | | | | | | | | | | | | |
| 預金種別 | | | 普　通　・　当　座　・　貯　蓄　・　その他 | | | | | | | | | | | |
| 金融機関コード | | | | | 支店コード | | | 口座番号（右詰めで記入） | | | | | | |
|  |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ゆうちょ銀　　行 | 通帳記号（6桁目がある場合は※に記入） | | | | | | | 通帳番号（右詰めで記入） | | | | | | | |
|  |  |  | |  |  | ※ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ | |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 口座名義人 | |  | | | | | | | | | | | | | | |